

第 57 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム コミュニケ (当委員会仮訳 (抄))

香港個人データ・プライバシーコミッショナー・オフィス (香港 PCPD) は、2022 年 7 月 12 日から 13 日にかけて、第 57 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラムをオンライン形式で開催した。本フォーラムには、アジア太平洋地域の 19 の APPA メンバーが参加した。

2 日間の集中的なフォーラムを通して、メンバーは、特に新たな技術の使用から生じるグローバルなプライバシー問題、規制の実績及び執行上の課題について幅広く議論し、最新の動向や洞察を共有するとともに、メンバーの最新の出版物やガイダンス資料の紹介を行った。

議論は、以下の主要なテーマを中心に行われた。

- **新たな技術とデータ保護**： 新たな技術は、我々の経済や生活に変化をもたらす。また、これらの技術は、プライバシーに関する多くの厄介な問題をもたらす。データ・プライバシー保護の有効性を高めるために、各技術に応じたイニシアチブや戦略を検討する必要がある。特に、公共部門と民間部門のいずれの組織も、新たな技術を使用してデータを収集し処理する際に、データの最小化、使用の制限、データの安全性および透明性などの主要なデータ保護の原則を遵守する必要がある。また、新たな技術を利用する際には、プライバシー保護が最初から組み込まれることを確保するために、プライバシー・バイ・デザイン (Privacy by Design) というアプローチを採用すべきである。
- **ガイダンスとアウトリーチ**： ガイダンスによって、データ・プライバシーの規則と原則がどのように適用されるかに関し、すべてのデータ利用者に、より明確な情報を提供することができる。ガイダンスによって、規制当局は様々なプライバシー問題に具体的に対応することができ、一般的に利害関係者や組織はガイダンスを歓迎している。技術が発展する中、新たな技術に関連するガイダンスがあれば、組織が新たな技術を開発・使用する際に、データ・プライバシーに関するリスクを最小化するための措置を講じやすくなる。同時に、情報化時代においては、社会的な信頼を得ることが、これまで以上に重要である。社会的な信頼を得るためには、組織がデータ・プライバシーを尊重し、また尊重していると受け止められることが必要である。
- **執行と立法動向**： APPA のメンバーは、規制当局として、それぞれの調査や執行活動から共有される優良事例を重視している。特に、管轄区域内や管轄区域間同士での共同の活動や調査は、データ・プライバシーの守護者として活動するメンバーの決意を示している。また、APPA メンバーは、様々な管轄区域に

おける最新の立法動向についても言及した。さらに、国境を越えたデータ流通の問題は、依然として APPA メンバーの議論において重要なトピックである。APPA のメンバーは、データ・プライバシーの保護は、いかなる取決めにおいても損なわれるべきではなく、個人データに関する十分な保護措置は常に維持されるべきであることを強調した。

1 日目（メンバー限定セッション）

香港 PCPD の Ada Chung Lai-ling 委員長は、APPA メンバーのバーチャル・フォーラムへの参加を歓迎し、第 57 回 APPA フォーラムを開会した。中国香港特別行政区政府の Erick Tsang Kwok-wai 政制内地事務局長官は、香港特別行政区設立 25 周年を迎える中、香港 PCPD が第 57 回 APPA フォーラムを開催することに祝辞を述べ、イベントの成功を祈念した。恒例の集合写真撮影により、オープニングセッションは締めくくられた。

公式議事は、APPA 事務局および APPA ガバナンス委員会議長である、ブリティッシュ・コロンビア州情報プライバシーコミッショナー・オフィス（ブリティッシュ・コロンビア OIPC）による最新情報に関する発表から開始された。続いて、APPA の 3 つのワーキンググループ（コミュニケーション・ワーキンググループ、テクノロジー・ワーキンググループ、比較プライバシー統計ワーキンググループ）の活動報告が行われた。

その後、メンバーは交代でそれぞれの管轄地域の報告と主要なプライバシーに関する動向について、法改正と立法動向、調査—特筆すべきケース、ガイダンスと普及活動、新たな戦略と動向、という 4 つのテーマのもと発表した。

次に、フィリピン国家プライバシー委員会（フィリピン NPC）は、データ漏えい通知管理システムの立上げについて報告した。

続いて、「データ保護に関するイニシアチブと動向」のセッションでは、韓国個人情報保護委員会（韓国 PIPC）が、データ保護における自己規制の推進と、電子商取引プラットフォームに関する共同規制の取組について発表した。カナダ・プライバシー・コミッショナー・オフィス（カナダ OPC）とブリティッシュ・コロンビア OIPC は、民間部門における地理位置情報のオンライン・トラッキングに関する調査について発表した。日本の個人情報保護委員会は、グローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの推進を含む、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の取組みについて、メンバーに最新情報を提供した。

最後に、香港 PCPD の Chung 委員長の閉会の挨拶により、1 日目は終了した。

2 日目（メンバー限定及びクローズド・セッション）

2 日目は、Chung 委員長からの開会の挨拶によって開始し、続いて、シンガポ

ール個人データ保護委員会（シンガポール PDPC）によるブロックチェーンに関するガイドについての発表と、カナダ OPC による顔認識に関する警察機関向けプライバシーガイダンスについての発表が行われた。

次に、以下のプライバシーに関するグローバルなネットワークや組織より、その活動やイニシアチブに関する最新情報が紹介された。

- 世界プライバシー会議（GPA）：メキシコ透明性・情報アクセス・個人データ保護・国家機関（メキシコ INAI）による発表。
- データ保護に関するイベロアメリカンネットワーク：メキシコ INAI による発表。
- GPA 国際執行ワーキンググループ：コロンビア商工監督局による発表。
- GPA データ保護とその他の権利・自由に関するワーキンググループ：カナダ OPC による発表。
- GPA デジタル市民・消費者ワーキンググループ：カナダ OPC による発表。
- グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（GPEN）：カナダ OPC 及びブリティッシュ・コロンビア OIPC による発表。
- APEC 越境プライバシールール（GBPR）システム：米国連邦取引委員会（米 FTC）による発表。

続いて、香港 PCPD の Chung 委員長の進行のもと、「パネルディスカッション：新たな技術から生じるプライバシー上の課題と規制ロードマップ」と題したパネルディスカッションが行われた。パネリストは、オーストラリアの情報コミッショナー兼プライバシーコミッショナーの Angelene Falk 氏、カナダ OPC の政策・推進担当副コミッショナーの Gregory Smolynec 氏、日本の個人情報保護委員会委員の浅井祐二氏、英国情報コミッショナー・オフィス（英国 ICO）の規制未来・革新担当事務局長の Stephen Bonner 氏であった。

閉会前には、ニュージーランド・プライバシーコミッショナー・オフィス（ニュージーランド OPC）が、コンプライアンス戦略実施後の賃貸業界の取組みについて発表した。また、オーストラリア・ビクトリア州情報コミッショナー・オフィス（オーストラリア OVIC）からは、情報化時代における社会的信頼の重要性についての見解が示された。

最後に、第 57 回 APPA フォーラムのコミュニケの発表、シンガポール PDPC による第 58 回 APPA フォーラムに関する発表、そして香港 PCPD の Chung 委員長による閉会の辞をもって、今次フォーラムは閉会した。

（以上）